



平成 19 年 1 月 11 日

各 位

会 社 名 キ ュ ー ピ ー 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 豊  
(コード番号 2809 東証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 佐 々 木 克 彦  
電 話 番 号 0 3 - 3 4 8 6 - 3 3 3 1

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 2 月 23 日開催予定の第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことを受け、次のとおり変更を行うほか、株式会社として必要な規定の加除、修正および移設、併せてこの機会に一部字句の整備などを行うものであります。

単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。  
(変更案第 10 条)

株主総会招集手続の合理化を図るべく、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより株主の皆様へ提供したものとみなすことを可能とする旨を規定するものであります。(変更案第 16 条)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を 1 名と定めるものであります。(変更案第 18 条)

取締役会において機動的な意思決定を行うことができるよう、書面または電磁的記録による同意をもって取締役会の決議があったものとみなすことを規定するものであります。(変更案第 27 条)

社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、またその職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨を規定するものであります。(変更案第 39 条)

会計監査人に関する第 6 章を新設するものであります。(変更案第 40 条～第 42 条)

剰余金の処分について、機動的な配当政策および資本政策を遂行できるよう、取締役会決議で実施することができる旨を定めるものであります。(変更案第 44 条)

- (2) 当社が創業の精神として掲げる社是・社訓および当社の事業活動における基本原則を明らかにするものであります。(変更案第 2 条)

- (3) 当社の発行可能株式総数は 250,004,000 株であります。既に発行済株式総数は 155,464,515 株（発行可能株式総数の 62%）となっております。
- 資金調達や資本政策の遂行など、将来起こりうる様々な経営課題達成の手段として機動的に株式を発行することができるよう、発行可能株式総数を 500,000,000 株に増加するものであります。（変更案第 7 条）
- (4) 取締役の事業年度の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。（変更案第 21 条）
- (5) 社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、またその職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨を規定するものであります。（変更案第 29 条）

## 2．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 2 月 23 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 19 年 2 月 23 日（金）

以 上

(別紙)

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社はキューピー株式会社と称する。 英文ではQ.P.Corporationと称する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 「マヨネーズソース」その他一般ソース類の製造販売</p> <p>2. 各種瓶缶詰食料品その他各種食料品の製造加工販売</p> <p>3. 食品添加物の製造販売</p> <p>4. 医薬原料、医薬品、医薬部外品、化粧品、その他化学製品の製造販売</p> <p>5. 飼料、肥料の製造販売</p> <p>6. 食料品および医薬品製造用機器その他各種機器の製造販売およびこれらに附帯するエンジニアリング業務</p> <p>7. 管工事業、機械器具設置工事業、建築工事業および電気工事業</p> <p>8. 建築の設計、施工、監理およびコンサルティング業務</p> <p>9. 不動産の賃貸</p> <p>10. 食料品加工用設備の運転、管理およびこれに附帯する業務</p> <p>11. 工場・店舗の総合清掃、警備および保安管理業務</p> <p>12. 農畜産業の経営</p> <p>13. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>キューピー株式会社</u>と称する。 英文ではQ.P.Corporationと称する。</p> <p>(創業の精神)</p> <p>第2条 当社は、<u>創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、安全・安心を全ての基本とし、健康な食生活に貢献し続けます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(社是) 楽業偕悦</u> <u>(社訓) 道義を重んずること</u> <u>創意工夫に努めること</u> <u>親を大切にすること</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 各種瓶缶詰食料品その他各種食料品の製造販売</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 食料品および医薬品の製造用機器その他各種機器の製造販売およびこれらに附帯するエンジニアリング業務</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 食料品加工用設備の運転<u>および管理</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第4条 当社は、<u>本店</u>を東京都渋谷区に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、<u>電子公告を行うことができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して</u> <u>行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は <u>250,004,000株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、</u> <u>これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2</u> <u>号の規定により、取締役会の決議をも</u> <u>って自己株式を買受けることができ</u> <u>る。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は100株と する。 2. 当社は、<u>1単元に満たない株式数を</u> <u>表示した株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第5条 当社は、<u>株主総会および取締役のほ</u> <u>か、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第6条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、<u>事故その他やむを得ない事由</u> <u>によって電子公告による公告をするこ</u> <u>とができない場合は、日本経済新聞に</u> <u>掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、<u>、</u> <u>500,000,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行す</u> <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、</u> <u>単元未満株式に係る株券を発行しな</u> <u>い。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところ</u> <u>については、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下 同じ。)は、<u>その有する単元未満株式</u> <u>について、次に掲げる権利以外の権利</u> <u>を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権</u> <u>利</u></p> <p>(2) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式</u> <u>および募集新株予約権の割当てを受け</u> <u>る権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式および株券に関する諸手続ならびにその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第10条 定時株主総会において権利を行使すべき株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>2. 前項のほか特に必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年2月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第12条 株主総会は取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(3) <u>会社法第166条第1項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または差支えがある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。 ただし、法令に別段の定めがある場合はその定めによる。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は代理人を定め、議決権を行使することができる。 ただし、その代理人は当会社の議決権ある株主に限る。</p> <p>2. 前項の場合には、当会社に届出ある印鑑を押捺したる代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行い、当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社に取締役20名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>3. 取締役の選任決議については累積投票によらない。</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを使用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(選任および解任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任および解任を行う。</p> <p>2. 取締役の選任および解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 代表取締役は<u>取締役会の決議で定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会は取締役社長1名を選任する外、必要に応じ取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより業務を執行する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、当会社の業務執行を決する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、取締役社長が招集してその議長となる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長が欠員又は差支えある場合は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>4. <u>第2項の規定は、取締役会長ある場合は取締役社長を取締役会長と読み替えるものとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の2日前に発する。 ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (削 除)</p> <p>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に欠員または差支えがある場合は、あらかじめ<u>取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2. <u>前項の規定は、取締役会長が選定されている場合は、取締役社長を取締役会長と読み替える。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発する。</u> ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役会の決議方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合で、当該提案の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> <u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。</u>
(新 設)	(取締役会規則) 第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u>
(新 設)	(社外取締役との責任限定契約) 第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u>
(顧問および相談役) 第22条 <u>取締役社長は、取締役会の議を経て、顧問又は相談役を囑託することができる。</u>  第5章 監査役および監査役会	(相談役および顧問) 第30条 <u>取締役社長は、取締役会の決議により、相談役および顧問を囑託することができる。</u>  第5章 監査役および監査役会
(監査役の員数) 第23条 <u>当会社に監査役5名以内を置く。</u>  (選任方法) 第24条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>  2. <u>前項の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u>	(員 数) 第31条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>  (選任および解任の方法) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任および解任を行う。</u> 2. <u>監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>監査役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第26条 監査役は、その<u>互選をもって常勤の監査役を選任する外</u>、必要に応じ常任監査役を選任することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第27条 監査役会は、<u>法令に定める事項の外、監査役の職務の執行に関し、監査役会が必要と認める事項を決定する。</u> <u>ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、<u>会日の2日前</u>に発する。 <u>ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その<u>決議により</u>、常勤の監査役を選定する<u>ほか</u>、必要に応じて常任監査役を選定することができる。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の2日前までに</u>発する。 <u>ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>2 監査役全員の同意がある場合は、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	(選任および解任の方法)
	<p>第40条 <u>会計監査人は、株主総会において選任および解任を行う。</u></p> <p>2. <u>会計監査人の選任および解任の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>監査役会は、会計監査人が法令で定める事由に該当する場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができる。</u></p>
(新 設)	(任 期)
	<p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	(報 酬 等)
	第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度)	(事業年度)
第29条 <u>当社の営業年度は、毎年12月1日より翌年の11月30日までとし、営業年度末日をもって決算を行う。</u>	第43条 <u>当社の事業年度は、毎年12月1日より翌年の11月30日までとする。</u>
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
	第44条 <u>当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
(利益配当)	(剰余金の配当の基準日)
第30条 <u>当社の利益配当金は、毎営業年度末日現在において、株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払う。</u>	第45条 <u>剰余金の配当としての期末配当は毎年11月30日、中間配当は毎年5月31日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者にこれを行う。</u>
(中間配当)	(削 除)
第31条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第32条 <u>利益配当金</u>または<u>中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその<u>支払いの義務</u>を免れる。</p> <p>未払いの<u>利益配当金</u>および<u>中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>( 配当金の除斥期間等 )</p> <p>第46条 <u>配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその<u>支払義務</u>を免れる。</p> <p>2. 未払いの<u>配当金</u>には、<u>利息</u>をつけない。</p>

以上